

適合証明業務約款

(趣旨)

第1条 この適合証明業務約款(以下「業務約款」という。)は、日本建物評価機構株式会社(以下「乙」という。)が、申請者(以下「甲」という。)が計画する適合証明業務を受託するに際し、乙が別に定めた適合証明業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、適合証明業務を引き受け、契約することについての必要な事項を定める。

(責務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する業務期日までに行わなければならない。

2. 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
3. 甲は、乙の求めに応じ設計検査及び現場検査のために必要な情報を乙に提供しなければならない。
4. 甲は、乙が適合証明業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査又は調査を行うことができるよう協力しなければならない。
5. 甲は、別に定める日本建物評価機構株式会社適合証明業務手数料規程に基づき算定された手数料を、引受承諾書に明示された支払期日までに支払わなければならない。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、乙が適合証明業務を引き受けたときに発行する引受承諾書に定める日とする。正し、甲において乙から指摘事項や訂正事項を指摘された場合は、この限りでない。

(手数料の支払期日)

第4条 甲が納付する手数料の支払期日は、業務期日の前日までとする。但し、甲と乙が協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることができる。

(手数料の支払方法)

第5条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振り込みの方法により支払うものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

2. 前項の払込に要する費用は、甲の負担とする。
3. 甲と乙は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
4. 乙は、適合証明業務が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して手数料を減額することができるものとする。

(手数料の返還)

第6条 納入された手数料については返還しない。ただし、乙の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかったときは甲へ返還する。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- イ) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項及び第2項第二号の乙の責務を遵守しないとき。
- ロ) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2. 甲は、乙の適合証明業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
3. 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料を既に支払っているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
4. 第1項の契約解除の場合、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
5. 第2項の契約解除の場合、甲は、支払った手数料に対し払戻しを請求することはできず、また当該手数料をいまだ支払っていないときは、乙に対し支払わなければならない。
6. 第2項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号に該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- イ) 甲が正当な理由なく、第2条第1項及び第2項第一号の甲の責務を遵守しないとき。
- ロ) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
2. 第1項の契約解除の場合、乙は、手数料を既に受け取っているときは、これを甲に返還せず、又当該手数料をいまだ受け取っていないときは、これの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
3. 第1項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。